

令和5年10月16日

報道機関 各位

山形県立河北病院長

県立河北病院の医療事故に係る公表について

このことについて、下記のとおり医療事故が発生しましたので、「山形県立病院医療事故公表基準」に基づき公表します。

記

1 事故の概要

令和4年12月、手術の術前検査として行った胸部エックス線検査において、胸部に「針状の陰影」を確認したため、調査を行った結果、当該患者は、過去に当院で植込型心電図記録計移植術及び同摘出術を施行しており、その後の他院での治療歴がなかったため、このいずれか手術の際に使用した縫合針の遺残と判断したものと判断した。

なお、当該縫合針は当院で摘出済み。

(患者：男性、50歳代)

2 事故発生の原因

体内遺残が発生した手術は、局所麻酔による軽微なものであったことから、放射線部撮影室で施行されたが、手術室以外での縫合処置にかかる取扱い手順が未整備であり、確認作業が適切に行われなかったため。

3 再発防止策

「手術室以外での縫合処置の取扱い手順」を定め、手術室と同様の手順で確認作業を行うことにより、縫合針等の体内遺残防止の徹底を図る。

以上

担当 山形県立河北病院
事務局次長 柴崎
電話 0237-73-3131 (代表)